

◎不正な行為を行った下記業者について、3ヵ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：① 日管株式会社
業者の住所：静岡県浜松市中央区池町220-4
② 日管・ダック技建経常建設共同企業体
静岡県浜松市中央区池町220-4
2. 指名停止措置期間：令和6年5月24日 ～ 令和6年8月23日
(3ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要
本件は、日管株式会社の当時の取締役が、令和2年5～6月に行われた東京都千代田区発注の区立小学校・幼稚園の改築工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から、最低制限価格に関する情報や入札参加業者数を入手し、その後、令和2年6～8月に行われた同区発注の区立児童館の改修工事など3件の工事の一般競争入札においても、同様に入札情報を入手し、入札の公正を害したことが明らかとなったものである。
5. 指名停止措置理由
当該業者たる日管株式会社の当時の取締役が、公契約関係競売等入札妨害を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）の別表第2第15号（下記参照）に該当する。
従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

<措置要領別表第2>

| 措置要件 | 期間 |
|---|----------------------|
| 15 (不正又は不誠実な行為) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内 |

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）
代表：092-471-6331
総務部契約課長 角 英幸（内線 2511）
（契約課直通：Tel 092-476-3509）
港湾空港関係
総務部契約管理官 久永 陽一（内線 290）
（経理調達課直通：Tel 092-418-3345）